



国民年金保険料の納付が困難な方には 免除制度があります

国民年金の第1号被保険者(自営業など)で、経済的な理由や災害などにより現在保険料を納めることが困難な方には、所得審査で承認された場合、保険料の納付が免除される制度があります。

平成20年度免除申請受付が7月から始まります

● 免除制度

免除制度には全額免除と一部免除があり、審査は前年の所得により行われます。
一部免除は、一部保険料を納付することにより、残りの保険料が免除になる制度です。
※所得審査は、申請される方とその配偶者、世帯主の所得が対象となります。

● 若年者納付猶予制度

30歳未満の方には免除制度のほかに、若年者納付猶予制度があります。
所得審査で承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。
※所得審査は、申請される方とその配偶者の所得が対象となります。

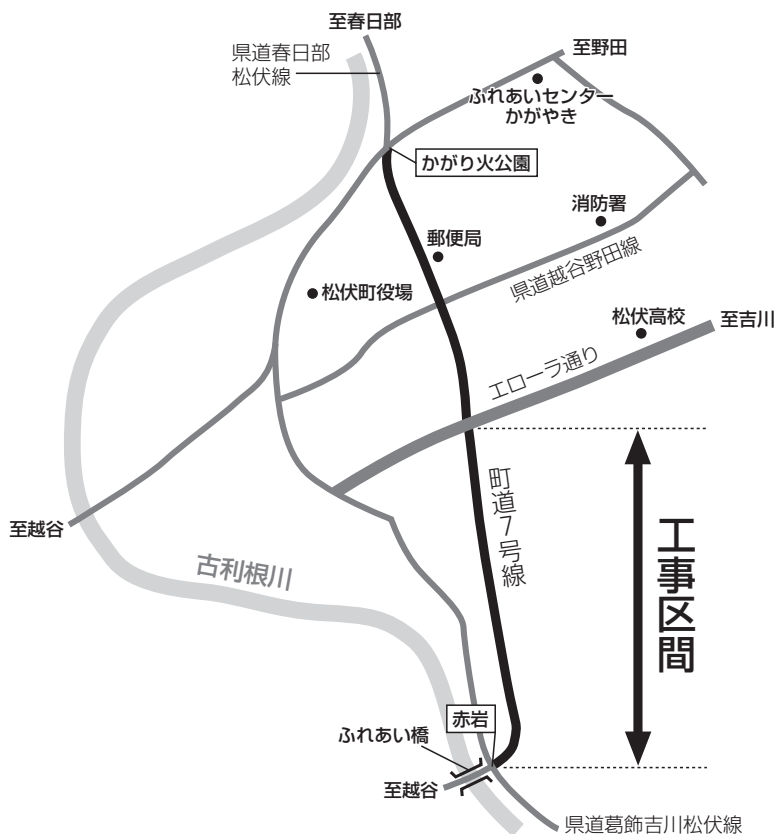


免除や納付猶予は承認された期間から10年以内であれば、さかのぼって納付することができ、将来の年金額に納付済期間として算入されます。

申請に 必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・失業などの理由による申請には、雇用被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
- ・平成20年に松伏町に転入された方は、平成19年の所得がわかるもの

まちづくり整備課のお知らせ



平成20年度 町道7号線(ゆめみ野通り) 道路改良工事の お知らせ

平成20年度から町道7号線(ゆめみ野通り)の道路改良工事を順次実施してまいります。本年度の施工箇所については、図示の約1,200m区間を予定しています。工事時期は8月から年度末までを予定しています。工事期間中は、住民の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。